

ひとり親家庭のしおり別冊

ひとり親家庭向け貸付けのしおり
『母子父子寡婦福祉資金』



✿ 京都府

令和7年3月



● 「母子父子寡婦福祉資金」貸付制度は、母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の方の経済的自立と扶養している児童の福祉の増進を目的とする貸付制度です。

● この資金は、借りた人がかならず返済しなければならない「借入金」であり、返済されたお金を次に借りる人の資金にする方法で運用されています。

返済の見通しが重要ですので、事前にしっかりご検討ください。

● この「貸付金」は、審査を行いますので、早めにご相談ください。

相談は、お住まいの住所地の「京都府保健所」母子・父子自立支援員に相談してください。（連絡先は裏面参照）



このしおりは、「ひとり親家庭のしおり」に記載の母子父子寡婦福祉資金について、ご案内するものです。他の援助制度（給付・貸付・資格取得等）については、「ひとり親家庭のしおり」をご覧ください。

このしおりの内容は、京都市を除いた京都府の地域にお住まいの方を対象としたものです。貸付の途中で京都市や他の都道府県に転居されますと、残りの額を貸し付けできなくなりますのでご留意願います。

1 貸付の相談について

児童の就学や、その他の理由で資金が必要になる時は、早めに京都府各保健所の母子・父子自立支援員にご相談ください。

特に、高校等進学に係る貸付については、進路を検討される時期から相談を受け付けています。入学直前のご相談・お申し込みは、貸し付けが間に合わない場合がありますので、早めにご相談ください。

ご相談にあたっては、事前にお電話でご予約のうえ、来所いただきますようお願いします。

2 ご利用いただける方（※借受人は、資金によって異なります。）

1 借受人

- ・ 現に 20 歳未満の児童を扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父（児童扶養手当の受給対象となる父・母障害、遺棄、拘禁、未婚の母・父等を含みます。）
 - ・ 寡婦（配偶者のない女性で、かつて母子家庭の母であった方）
 - ・ 40 歳以上の配偶者のない女子（母子家庭の母及び寡婦以外の者）
 - ・ 父母のない児童
 - ・ 法人格を持つ「母子・父子福祉団体」
- であって、別に定める基準を満たす方が対象になります。

2 所得による基準

この貸付制度は、ひとり親家庭の自立の助成を目的としていますので、返済可能な状況であるかどうかの確認をします。

また、限られた資金であり、真に必要な方に借りていただくために、所得が一定額を超える方は、貸付の対象になりません。

3 その他、次の方も貸付の対象になりません

- ・ 高齢である方（60 歳以上の方は、償還能力等を確認させていただきます。）
- ・ 他の借入金や税金、公共料金等を滞納している方
- ・ 自己破産の申立てや特定調停、民事再生手続をしている方、また自己破産後、免責決定を受けていない方
- ・ 京都府に住民票のない方
- ・ その他、この母子父子寡婦福祉資金を現在借りておられる方は対象外となる場合があります。

*** 児童の高等学校への修学資金等、例外的な扱いの資金もありますので、詳しくは、母子・父子自立支援員にご相談ください。**

3 連帯保証人について

連帯保証人を立てられる場合は、次の条件を満たす必要があります。

<連帯保証人の条件>

- ① 一定の収入により独立した生計を営み、債務を弁済することのできる資力があること
- ② 申請者と同一生計に属する者でないこと
- ③ 原則として京都府内に1年以上引き続き居住し、今後とも京都府内に居住する見込の方
京都府外に居住している場合は、借受人からみて3親等以内の血族又は、子の配偶者であること
- ④ 原則として60歳までの方、未成年者は不可
- ⑤ 生活保護法による被保護者でないこと
- ⑥ 資金の貸付けに関する利害関係人でないこと、相互保証でないこと
などです。

*なお、貸付けの決定のためには、所得を証明する書類や、印鑑登録証明等の書類の提出を求めます。また、面接又はアンケート等で保証意思及び保証能力の確認をさせていただきます。

4 申込みに必要な書類について

(提出いただいた後、審査によって貸し付けできない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。)

1 全ての資金に共通して必要な書類

①	福祉資金貸付申請書	
②	の1発 もヶ行 の月日 以か 内ら	戸籍謄本
③		世帯全員の住民票（マイナンバーを除く全部記載）
※④		印鑑登録証明書
⑤		扶養の事実についての証明書
※⑥	所得を証明する書類（18歳以上（義務教育終了の就労者含む）の世帯全員分）	
※⑦	住所等変更通知誓約書兼所得証明書等提出誓約書兼所得・財産調査等同意書	

※については連帯保証人（連帯保証人をたてられる場合）についても提出が必要です。

*父・母障害、遺棄、拘禁を事由に申請される場合は、児童扶養手当証書（写）を提出してください。

*その他、資金の種類や資金使途、世帯の状況等によって追加の添付資料が必要となります。

2 資金によって必要となる添付書類等（主なもの）

【例】

就学支度資金	①合格通知書（小・中学校の場合は就学通知等入学が証明できるもの） ②学校案内や払込み通知など、必要経費が明らかになるもの
修学資金	①在学（籍）証明書 ②学校案内や学費納入通知など、必要経費が明らかになるもの
技能習得資金 修業資金	①在学（籍）証明書 ②施設案内や払込み通知など、履修年限や必要経費が明らかになるもの（高3で車の免許取得の場合は、就職内定と車の免許が必要であることを学校長が証明したものが必要となります。）
生活資金	①生活状況報告書（用紙はお渡しします。） ②失業中の場合は、雇用保険受給資格者証 ③技能習得中の場合は、在学（籍）証明書及び、施設案内や払込み通知など、履修年限や必要経費が明らかになるもの
転宅資金	※転居予定先の保健所にご相談ください。 ①新しく賃貸借契約を行う費用（家賃、敷金等）の見積書 ②転居（引っ越し）にかかる費用の見積書

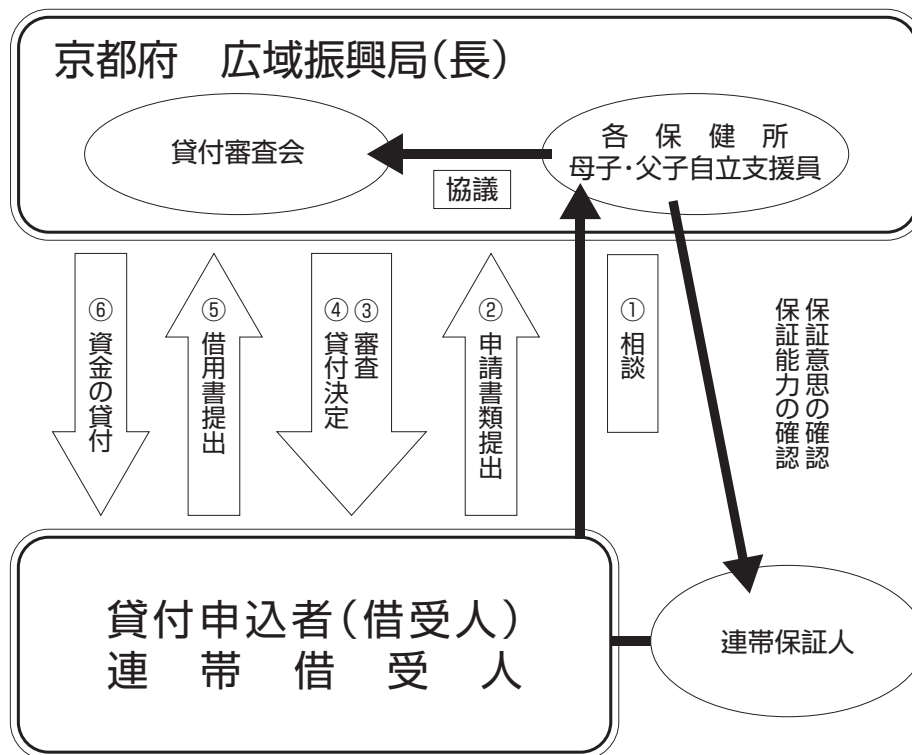
※児童に関する資金（修学資金や就学支度資金、修業資金など）は、児童が返済の義務のある連帯借受人となりますので、児童本人の面接を行います。

※他にも状況によって書類の提出を求める場合があります。



5 貸付けの決定と資金の交付について

1 資金貸付までの流れ



2 貸付決定のあとの手続きについて

- ① 京都府広域振興局長が資金の貸付けを決定した場合は、「貸付決定通知書」を送付します。
- ② 借受人（申請者）は速やかに、借受人、連帯借受人、連帯保証人が自筆で署名し、実印を押印（未成年の連帯借受人は認め印でも可）した借用書を保健所の母子・父子自立支援員まで提出してください。

*** 貸付決定以後、30 日以内に借用書が提出されないときは、貸付決定は無効となります。**

- ③ 貸付けができない場合は、「貸付不承認決定通知書」を送付します。

3 貸付金の振込について

- ① 借用書の提出を確認した後、広域振興局から借受人本人名義の口座に振り込みます。
- ② 修学資金など、資金によっては一定期間分をまとめて振込みます。

4 貸付金の使途の確認について

資金の目的、内容に応じて、貸付期間の途中で必要な証明書、報告書の提出を求めます。提出がない場合は、その後の貸付けを停止します。

例：修学資金……在学証明書（貸付決定期間中の毎年4月・9月）
生活資金……生活状況報告書（貸付決定期間中の毎月）

5 貸付金の償還（返済）について

①償還（返済）方法

- ア) 口座振替（月賦）による償還（返済）が原則です。「口座振替納付依頼書」を提出していただきます。
- イ) 口座振替日は、該当月の月末です。（休日の場合は翌営業日になります。）
- ウ) 残高不足などで口座振替ができなかった場合、京都府内に本支店のある金融機関（近畿2府4県の郵便局可）で納付書によって支払うことができますので、貸付を受けられた保健所の母子・父子自立支援員におたずねください。
- エ) 繰り上げ償還や返済方法を変更される場合にも、母子・父子自立支援員にご連絡ください。
- オ) 償還（返済）開始月の3か月前に「償還のお知らせ」を送りますので、償還（返済）の準備をしてください。
- カ) その後は、年度はじめ頃に償還金残高を文書でお知らせしますので、計画的かつ確実な返済に努めてください。

***この貸付事業は、償還金を次の新たな貸付原資として、繰り返し活用することで成り立っています。返済が滞ると、多くの希望者に貸し付けることができなくなります。**
***返済にあたっては、借受人となるあなたの返済への自覚と計画性が、大変重要です。**
***借受人や連帯借受人が、返済できない状況になれば、連帯保証人の方に償還していただきます（連帯保証人を立てられる場合）。**

②生活状況に変更があった時の届出

借受人、連帯借受人、又は連帯保証人に次のようなことがあったときは、速やかに保健所母子・父子自立支援員に連絡してください。

- ア) 住所又は勤務先が変わったとき。
- イ) 改名、改姓をしたとき。
- ウ) 死亡、または所在がわからなくなったとき。
- エ) 天災、火災その他、重大な災害にあったとき。
- オ) 破産申立中、破産宣告・免責決定を受けたとき。民事再生手続き中であるとき。
- カ) 生活保護を受給することとなったとき。
- キ) 資金の種類によっては、学校を留年、休学、退学したとき。

***病気や失業などで、生活が苦しくなってしまった場合は、返済が滞る前に保健所の母子・父子自立支援員に必ずご相談ください。**

③延滞利息（違約金）

償還期限までに償還金を支払わなかったときは、延滞元金につき年3%（平成27年4月1日から令和2年3月31日までは5%、平成27年3月31日以前は10.75%）の率で支払期日の翌日から支払当日までの日数により、違約金を支払わねばなりません。（災害その他のやむを得ない理由があると認められるときは、この限りではありません。）

※違約金の利率については、変動する場合があります。

④償還（返済）完了

貸付金の償還を完了したときは、借用書をお返しします。

6 「住所等変更通知誓約書兼所得証明書等提出誓約書兼所得・財産調査等同意書」の提出について

申込時において、借受人、連帯借受人及び連帯保証人（連帯保証人を立てられる場合）から、次のことについての同意書を提出していただきます。

- 1 京都府母子父子寡婦福祉資金貸付金の借用に際して、借用期間中において、住所（所在地）又は勤務先を変更された場合には、速やかに「京都府（保健所）」に対して通知してください。（この通知がなされない場合には、この借用に係る京都府知事（広域振興局長、保健所長等）からの文書がお手元に届かなくても、通常到達すべきときに届いたものとみなされます。）
- 2 納付期限までに返済がなされない場合に、「京都府」が所得証明書、確定申告書の写し、預金の移動明細（預金通帳の写しでも可）等の提出を求めたときは、速やかに提出してください。（この場合の証明書等の発行に係る費用については、御負担をいただきます。）

この提出がなされない場合には、「京都府」が市町村等の官公署等に所得・財産調査等を実施いたします。

7 「特約事項についての同意」について

借用書提出時において、借受人、連帯借受人及び連帯保証人（連帯保証人を立てられる場合）には、次のことについて同意していただきます（借用書の裏面に自署・押印）。

1 違約金

償還期限に償還金を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年 3%（平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までは 5%、平成 27 年 3 月 31 日以前は 10.75%）の率で、償還期限の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を支払わなければなりません。（災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りではありません。）

※違約金の利率については、変動する場合があります。

2 連帯保証人（連帯保証人を立てられる場合）

連帯保証人には、この申請に基づく借受人（連帯借受人）の府に対する一切の債務について、これらの者と連帯して保証していただきます。

知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更又は追加を求めることができます。

借受人（連帯借受人）は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添えて、変更申請書を速やかに知事に提出しなければなりません。

3 住所変更届の提出

住所又は勤務先を変更された場合は、直ちに知事に新しい住所又は勤務先を届出なければなりません。

4 申請内容等の調査

知事は、貸付金の貸付又は償還に関することについて確認が必要な場合には、この申請の内容又は住所・勤務先について、京都府の他部局、市町村、在籍の学校、勤務先等に問い合わせするなど、申請内容等に関する情報を、それ以外の目的で利用することがあります。

5 期限の利益の喪失

次のようなことが生じた場合には、まだ償還期限の到来していない返済金額（残額）の全部を直ちに弁済しなければならないことがあります。（(1) の場合は直ちに弁済していただく必要があります。）

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合

(2) 貸付金以外の債務につき、次のことがあった場合

ア 会社更生法に基づく更生手続開始、民事再生法に基づく更生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）

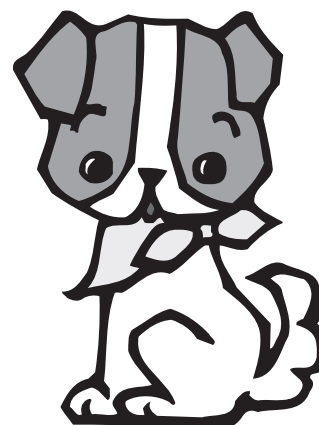
(3) 償還期限内に弁済しないことが通算して3回生じた場合（その回に弁済すべき金額に満たない金額の弁済は、1回として計算します。）

(4) 住所又は勤務先を変更されたにもかかわらず、知事（保健所）に届出をされなかった場合

(5) (1)～(4) の場合のほか、債権保全上著しい支障があると認められる場合

6 合意管轄

貸付金の貸付又は償還に関して訴訟等の必要が生じた場合の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とします。



8 母子父子寡婦福祉資金の概要

(すべての資金について、事前の申請が必要です。受付から貸付まで日数がかかりますのでご了承ください。また、原則「日本学生支援機構奨学金」等とは併給できません。)

主な福祉資金一覧
令和7年4月現在

種類	借受人	貸付内容及び貸付限度額 (単位:円以内)							据置期間 (以内)	償還期間 (以内)	利率		
修学資金※1 〔児童の修学に 必要な資金〕	母子 父子 寡婦 児童	学年別 学校等種別(月額)		1年	2年	3年	4年	5年	卒業後6箇月 (ただし、中途 で死亡又は 退学の際は その後6箇 月)	20年	無利子		
		高 等 学 校	専 修 学 校 (高 等 課 程)	国 公 立	自宅通学	27,000	27,000	27,000					
					自宅外 通 学	34,500	34,500	34,500					
			私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000						
				自宅外 通 学	52,500	52,500	52,500						
		高 等 専 門 学 校	国 公 立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500				67,500	
				自宅外 通 学	33,750	33,750	33,750	76,500				76,500	
			私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500				98,500	
				自宅外 通 学	52,500	52,500	52,500	115,000				115,000	
		専 修 学 校 (専 門 課 程)	国 公 立	自宅通学	67,500	67,500							
				自宅外 通 学	78,000	78,000							
			私 立	自宅通学	89,000	89,000							
				自宅外 通 学	126,500	126,500							
		短 期 大 学	国 公 立	自宅通学	67,500	67,500							
				自宅外 通 学	96,500	96,500							
			私 立	自宅通学	93,500	93,500							
				自宅外 通 学	131,000	131,000							
		大 学	国 公 立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000					
				自宅外 通 学	108,500	108,500	108,500	108,500					
			私 立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500					
自宅外 通 学	146,000			146,000	146,000	146,000							
大 学 院	修士課程		132,000	132,000									
	博士課程		183,000	183,000	183,000								
専修学校 (一般課程)		国公立 及び私立	54,000	54,000									
修業資金 〔児童の技能習得 等に必要な資金〕	①知識・技能を習得する期間中(5年限度) ②就職のため高3時に自動車運転免許を取得する場合 68,000/月 460,000/回							知識技能 習得後1年	20年				

<借受人の欄の区分>
 ○母子 … 配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母
 ○父子 … 配偶者のない男子で現に20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父
 ○寡婦 … 配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であり現在も寡婦の方
 ○児童 … 母子家庭の児童又は父子家庭の児童、父母のない児童(医療介護資金を除く)

20歳以上の子を扶養している場合でも、同時に20歳未満の児童を扶養している場合は対象となります。

種類	借受人	貸付内容及び貸付限度額 (単位:円以内)			据置期間 (以内)	償還期間 (以内)	利率
就学支度 資金※1 (児童の入学に 必要な資金)	母子 父子 寡婦 児童	小学校に入学	64,300		卒業後6箇月 (ただし、中途 で死亡又は 退学の際は その後6箇 月)	20年	無利子
		中学校に入学	81,000				
		高等学校 専修学校(高等課程) に入学	国公立	自宅通学 150,000 自宅外通学 160,000			
			私立	自宅通学 410,000 自宅外通学 420,000			
		大学 短期大学 高等専門学校 専修学校(専門課程) に入学	国公立	自宅通学 410,000 自宅外通学 430,000			
			私立	自宅通学 580,000 自宅外通学 590,000			
		大学院に入学	国公立	380,000			
			私立	590,000			
		専修学校(一般課程) に入学	自宅通学 150,000 自宅外通学 160,000	5年			
		修業施設に入所	自宅通学 272,000 自宅外通学 282,000				
就職支度 資 金	母子 父子 寡婦 児童※2	①就職準備資金 ②通勤のための自動車購入が必要な場合		110,000/回 340,000/回	貸付日から 1年	6年	無利子 又は 年利 1.0% ※3
医療介護 資 金	母子 父子 寡婦 児童 (介護の場 合は児童を 除く)	①医療分及び一般分 ②介護分		340,000/回 500,000/回	医療又は 介護終了後 6箇月	5年	
生活資金	母子	①技能習得期間中		月額 141,000	知識技能 習得後6箇月	20年	
		② " (生計中心者でない者)		月額 70,000			
	父子	①医療介護資金を受けている期間中		月額 114,000	医療又は 介護終了後6 箇月	5年	
		② " (生計中心者でない者)		月額 76,000			
	寡婦	①失業している期間中1年を越えない範囲内において		月額 114,000	貸付期間 満了後6箇月		
	② " (生計中心者でない者)		月額 76,000				
	母子	①母子家庭となって7年未満の者(申請時現在20歳未満の児童を扶養していること)で、 7年を経過するまでの間(生活安定期間)		月額 114,000	貸付期間 満了後6箇月	8年	
	父子	② " (生計中心者でない者)		月額 76,000			
		③ " (養育費取得のための裁判費用)(①の12月相当)		1,368,000			
技能習得 資 金	母子 父子 寡婦	①調理師・看護師などの知識技能の習得期間中(5年限度) ②自動車運転免許取得の場合		68,000/月 460,000/回	知識技能 習得後1年	20年	
住宅資金		住宅の補修等に必要な資金		1,500,000/回	貸付日から 6箇月	6年	
転宅資金		(注)転居先住所で申込み		260,000/回		3年	
結婚資金			結婚する子1人につき		330,000/人	貸付日から 6箇月	

※1 大学、短期大学、専修学校(専門課程)、高等専門学校(4、5年次)の修学資金及び就学支度資金については、高等教育修学支

援新制度(入学金及び授業料の減免、給付型奨学金)の支援対象となった場合、貸付限度額が調整(減額)されます。

※2 就職支度資金については、児童の就職に関する貸し付けは無利子となります。

※3 原則として連帯保証人が必要です。

※4 すべての貸付金額は、貸付の上限額を記載しています。必要額と返済の見通しによって、個別に貸付金額が決まります。

※5 上記資金の他に、事業開始資金及び事業継続資金があります。(審査に時間がかかりますので、事前に保健所にご相談ください。)

※6 上記資金の他に、生活急変者(児童扶養手当を受給していない母子家庭の母又は父子家庭の父であって、所得要件を満たす方)に対する貸付があります。月額は児童扶養手当(全部支給)に準拠した額の範囲内、原則3ヶ月(1年まで延長可)の範囲内での貸付です。(詳細は、事前に保健所にご相談ください。)

京 都 府 保 健 所			担 当
乙訓保健所・福祉課	075-933-1154	〒 617-0006 向日市上植野町馬立 8	向日市 長岡京市 大山崎町
山城北保健所・福祉課	0774-21-2102	〒 611-0021 宇治市宇治若森 7-6	宇治市 城陽市 久御山町
山城北保健所・綴喜分室	0774-63-5745	〒 610-0331 京田辺市田辺明田 1	八幡市 京田辺市 井手町 宇治田原町
山城南保健所・福祉課	0774-72-0979	〒 619-0214 木津川市木津上戸 18-1	木津川市 笠置町 和束町 精華町 南山城村
南丹保健所・福祉課	0771-62-0361	〒 622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21	亀岡市 南丹市 京丹波町
中丹西保健所・福祉課	0773-22-5766	〒 620-0055 福知山市篠尾新町一丁目 91	福知山市
中丹東保健所・福祉課	0773-75-0856	〒 624-0906 舞鶴市倉谷 1350 - 23	綾部市 舞鶴市
丹後保健所・福祉課	0772-62-4302	〒 627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	宮津市 京丹後市 与謝野町 伊根町

京都府健康福祉部 家庭・青少年支援課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 TEL.075-414-4585